

第240回岡山県内水面漁場管理委員会
議事録

令和3年5月24日（月）

【第240回岡山县内水面漁場管理委員会】

1 日 時 令和3年5月24日（月）13時30分～14時31分

2 場 所 児島湾漁村センター
岡山市北区丸の内一丁目9番6号

3 出席者

[委 員]

会 長	加藤 卓夫	
副 会 長	友保礼次郎	
委 員	小上 廣	小椋 啓吾
	高野 宏	中田 公人
	島山 洋子	三村 聚
	山野井英夫	米澤 正治
		計10名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括副参事	濱崎 正明
副 参 事	栢野 正敏	副 参 事	檜東 裕子

[事務局]

事務局長	高田 豊和	主 幹	弘奥 正憲
------	-------	-----	-------

4 審議事項

第1号議案 第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について
(結果) 原案どおり答申することを決定

報告事項 増殖指示量の再検討に向けた河川調査について

5 内 容

【高田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第240回岡山県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

私は、本年度から委員会の事務局をさせていただいております高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

その他の事務局と水産課の異動につきましては、本日お配りしております資料の最後に添付しておりますので、後程御覧ください。

5月16日に岡山県全域が新型コロナウイルスの緊急事態宣言の対象地域になったことから本日の委員会はweb会議を併用して開催しております。

本日の出席委員は10名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、加藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【加藤会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。三村委員、畠山委員よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」審議したいと思っております。事務局から説明をお願いしますが、3漁協から規則の変更が出てきておりますので、1漁協毎に審議を進めていきたいと思っております。

【高田局長】

資料の2ページを御覧ください。令和3年5月10日付けで、知事から会長あてに「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」の諮問がまいります。漁業法第170条第4項の規定に基づき、遊漁規則の変更についての意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明をさせていただきます。

【栢野副参事】

水産課の栢野と申します。私からは第1号議案「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」説明させていただきます。お手元の資料1ページを御覧ください。

漁業法の第170条で、「内水面における第5種共同漁業権の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限しようとするときは、遊漁規則を定め、知事の認可を受けなければならない。」と定められております。第170条の第3項の太字の部分ですが、「遊漁規則を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。」次の第4項で、「第1項又は前項の認可の申請があったときは、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。」こととなっております。

続いて2ページを御覧ください。この度、吉井川漁業協同組合、旭川南部漁

業協同組合、湯原漁業協同組合から、それぞれ遊漁規則変更認可申請書が提出されましたので、本日、内水面漁場管理委員会にお諮りするものです。3ページには漁協毎に遊漁規則の変更の概要を記載しております。それでは順番に説明させていただきます。

1の吉井川漁業協同組合の遊漁規則の変更について説明いたします。資料の4ページに組合から提出された変更認可申請書の写しを付けております。次の5ページに変更の理由書、6ページに変更に係る新旧対照表、7ページから12ページに変更後の遊漁規則の全文を付けております。3ページにお戻りください。

吉井川漁協の変更は、漁具・漁法の制限の緩和についてです。現在、遊漁規則第3条の漁具・漁法の制限の別表第3において、竿釣の規模は釣竿2本までに制限していますが、多くの遊漁者から釣竿の本数制限を緩和して欲しいとの要望があり、組合内でも異論がないことから、釣竿3本までに緩和するものです。遊漁者からはウナギ釣りについて釣竿の本数を増やして欲しいとの要望が寄せられているとのことであり、この変更は遊漁の制限を緩和するものであり、遊漁を不当に制限するものではありませんので、県としては適当であると判断しております。吉井川漁協の遊漁規則の変更については以上です。

【加藤会長】

吉井川漁協の規則の変更で釣竿の本数制限の緩和についてありますが、御意見、御質問はありませんか。

【三村委員】

本数制限の緩和はウナギに限るものですか。我々の管内ではコイ釣りで竿を多く出しているのをよく目にします。

【濱崎総括副参事】

要望の主な目的はウナギ釣りに係るものですが、ウナギに限らず竿釣り全般で本数制限を緩和するものです。

【三村委員】

分かりました。

【加藤会長】

釣竿の本数制限が規則で定めている他の事例はありますか。

【濱崎総括副参事】

小田川漁協ではウナギとコイは2本まで、ハエは1本の制限があります。また、芳井町漁協では竿釣り全般で1本に制限されています。

【加藤会長】

他にございませんか。吉井川漁協についてはよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

それでは次の説明をお願いします。

【栢野副参事】

次に、2の旭川南部漁業協同組合の遊漁規則の変更について説明いたします。資料の13ページに組合から提出された変更認可申請書の写しを付けております。次の14ページに変更理由書を、15、16ページには変更に係る新旧対照表を、18ページから23ページに変更後の遊漁規則の全文を付けております。3ページにお戻りください。

旭川南部漁協の変更は、禁止区域の変更についてです。現在遊漁規則第7条の表において禁止区域を定めておりますが、このうちの2つの区域を廃止するものです。具体的な箇所について、17ページをご覧ください。ページの右上に位置図、ページ全体に拡大図を載せております。

この2つの区域では、アユの竿釣専用区域として網漁を禁止していましたが、近年、当該区域で竿釣をする者がほとんどおらず、竿釣専用区域としての役割を終えたと判断し、これを廃止するものです。漁業権行使規則においても同じ内容の変更認可申請が提出されており、組合員の理解も得られていること、遊漁者からの反対意見等も出ていないとのことから、県としては適当であると判断しております。旭川南部漁協の遊漁規則の変更については以上です。

【加藤会長】

旭川南部漁業協同組合の遊漁規則の変更につきましては禁止区域の変更で竿釣専用区を廃止するという案件ですが、御質問、御意見はございませんでしょうか。

【全委員】

特になし。

【加藤会長】

御意見等ございませんのでこれを承認したいと思います。次の説明をお願いします。

【栢野副参事】

最後に、3の湯原漁業協同組合の遊漁規則の変更について説明いたします。資料の24ページに組合から提出された変更認可申請書の写しを付けております。次の25ページに変更理由書、26ページに変更に係る新旧対照表を、30ページから34ページに変更後の遊漁規則の全文を付けております。再び3ページにお戻りください。

湯原漁協の遊漁規則の変更は2点ございます。1点目の特別遊漁区の区域拡張について御説明します。現在、遊漁規則第3条第2項の別表第4により、ニジマス釣りを目的とした特別遊漁区を定めておりますが、この区域を拡張するものです。資料の27ページをご覧ください。ページの下段に特別遊漁区の現行区域とこの度拡張する区域を載せております。現在は、図の真ん中あたりの「すば・ゆばら」前井堰から湯原第1ダム堰堤下流端までとしていますが、これをさらに下流の湯原温泉大橋下流端までに拡張するものです。資料の28、29ページに各地点の周辺の写真を載せております。現行区域が①から③、拡張区域が④から⑧までになります。

現行の特別遊漁区は、フライフィッシングを目的とした釣客の増加により混

雑してきており、今後もさらなる釣客の増加が予想されています。特別遊漁区を拡張することについて、当該箇所では遊漁をしている一般の遊漁者からの反対は無く、また漁業権行使規則においても同じ内容の変更認可申請書が提出されており、組合員にも理解が得られていること、また、特別遊漁区を拡張することで混雑が緩和され、漁場の有効かつ円滑な運営にも資することから、県としては適当であると判断しております。

2点目の特別遊漁区の漁具、漁法の一部削除について御説明します。現在、遊漁規則第3条第3項の別表第5において、「すば・ゆばら」前井堰から旭川と田羽根川合流地点までの区域については餌又はフライによる釣りを可能としています。この区域における餌による釣りを削除するものです。27ページの拡大図をご覧ください。図の太い黄色で囲んで示している区域になります。この区域は川幅が広く、餌釣りには向いておらず、餌釣りの実績がない状況が長年続いており、現在、餌釣りの遊漁承認証の取扱いを行っている旅館等からも異論は出ていないことから、県としては適当であると判断しております。

湯原漁協の遊漁規則の変更については以上です。

【加藤会長】

湯原漁協に関する特別遊漁区域の拡張でございますが、区域を拡張することで特別遊漁区をより一層、充実させたい目的のようであります。御質問、御意見はございませんでしょうか。

【三村委員】

餌釣りを削除するということは漁獲が出来ないということか。

【濱崎総括副参事】

餌釣りが出来ないということです。合流地点から上流350mの井堰から下流はフライ専用区になるという変更です。

【加藤会長】

拡張区域はフライ専用にするということですね。よろしいでしょうか。

【三村委員】

はい。

【加藤会長】

他に御意見がないようなので本議案については資料の35ページのとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

続きまして報告事項である増殖指示量の再検討に向けた河川調査についてですが、昨年度の調査結果についての報告ということでもあります。それでは説明をお願いします。

【弘奥主幹】

資料の37ページをお願いします。昨年12月の委員会で説明していますが、増殖指示量の再検討について、これまでの経緯を整理した資料です。

1の現在の増殖指示量ですが、委員会では、毎年、漁業権の免許を受けた漁協に対して、魚種ごとの放流数量を指示しており、急激な河川環境の変化等が無い限りは、漁業権免許期間中の10年間は同数にするとしています。現在の指示量のベースは、平成26年の漁業権切替時に決定しています。

2の増殖指示量の再検討ですが、平成28年度の委員会で、現在の漁業権免許期間の中間となる平成31年1月において、指示量の再検討をしてはどうかという意見がありました。このことについて、平成29年度の委員会で、2つの方向性から議論を進めていくことに意見が集約されました。2(2)をお願いします。1つ目の方向性は漁業権者の経済的負担能力も含めた「社会的環境の変化」を反映していくこと、もう1つの方向性は「自然環境の変化の再確認」、つまり指示量計算式の基礎数値が岡山県の実態に即しているのかを確認するものです。このうち、社会的環境の変化については、平成30年11月の委員会において、平成31年1月からの指示量に反映させたところです。

もう1つの議論の方向性である自然環境の変化の再確認については、主要な魚種であるアユとアマゴについて調査を行うこととし、アマゴについては平成29年度に調査を実施しました。アユについては、平成30年度からの5か年の計画で、調査を実施してデータを蓄積しているところで、今後、これらの結果については、令和6年1月の漁業権一斉切替に合わせて、増殖指示量に反映させる予定としています。

続きまして、昨年度実施した調査結果の概要について、榎東から報告させていただきます。

【榎東副参事】

まず、今回、実施した調査が、増殖指示量にどう関係しているかを説明します。38ページをお願いします。こちらは、アユの増殖指示量を決める際に使用した計算式となります。生息密度、これは1㎡あたりにアユが生息する尾数のことを指しますが、この生息密度に漁業権の区域の河川の面積やアユが生息できる面積などを勘案して決定しています。本日、報告する調査は、この計算式の「生息密度」の部分、こちらに使用する基礎数値について検討するために行うものです。

それでは調査結果について説明します。39ページからが調査報告書となります。2の調査概要を御覧ください。

調査内容は大きく分けて2つあります。1つ目は河川の環境区分調査です。アユの漁業権の対象となる河川を目視で5つの区分に分類します。流れが速いものから順に早瀬、平瀬、トロA、トロB、淵の5つに分類し、生息密度調査の基礎資料として使用するとともに、河川面積の算定の際に使用したいと考えています。

2つ目は、生息密度調査です。2年度は、アユの網漁が解禁される前と解禁後一定期間を経過した後に、潜水調査によるアユの生息密度の測定と、関係する調査項目の測定を行いました。本日の報告は、この生息密度調査について主に説明します。

続きまして3の調査方法を御覧ください。まず、環境区分調査ですが、これまでに旭川水系の調査が終了していることから、2年度は吉井川水系について実施しました。

次に(2)生育密度調査ですが、調査項目は大きく分けて、アのアユの生息密度とイの河川環境に分けられます。

ページ下段の図1を御覧ください。こちらは河川を図にして示したもので、右側が上流となります。河川を斜めに横切るように細かい矢印がありますが、これが潜水調査を行うダイバーの進行方向になります。ダイバーは、潜水しながらこの矢印のように河川を1～3往復して、ダイバーの左右1m、合わせて幅2mにいるアユの尾数を目視で計測しました。

河川環境の調査項目については、①～⑥にお示ししています。河床の石や岩の状況、はみ跡被度、これはアユの餌となる石についたコケをアユが食べている割合になりますが、これらをダイバーが潜水して測定しました。その他、水深や水温、透視度、河川の幅等のデータも計測しました。

40ページをお願いします。4の調査を行った場所ですが、2年度は吉井川、旭川、高梁川の各水系の中・下流を中心に、アユ網漁の解禁前である6、7月と、解禁後一定期間経過し、アユが産卵のために川を下る前の8、9月に調査を行い、生息密度の変化を調べました。なお、調査地点は、近年のアユの漁獲状況や放流状況について事前に漁協から聞き取りを行い、アユが確実に観察できると考えられる、いわゆる「好漁場」を中心に選定しました。

5の調査結果ですが、解禁前に4日、解禁後に6日の延べ10日の調査を行いました。図2に調査状況の写真を参考に載せております。

続いて41ページをお願いします。調査を実施した場所を整理した表と、調査場所の地図を載せております。2年度は、旭川水系は、岡山市にある旭川南部漁協、吉井川水系は、津山市にある加茂郷漁協、美作市にある吉野川漁協、和気町にある吉井川南部漁協、高梁川水系は、高梁市にある成羽川漁協の管内で調査を行いました。

表と図について簡単に説明いたします。表の左から2列目にある丸数字と、下の地図にある数字が対応しています。

例えば①は、6月9日に旭川の建部・御津で調査を行っていますが、それは、下の図で申し上げますと、左上の「旭川水系」と書いた図の建部と御津の部分に記載した①の場所で調査を行った、ということを示しています。

続いて、44、45ページを御覧ください。調査結果を河川別に整理した表になります。時間の関係もありますので、42ページで概要を説明させていただきます。(2)に、先ほどの河川別の調査結果をまとめております。解禁前は、17地点で調査を行い、アユは約50%の8地点で、はみ跡は94%の16地点で確認されました。いくつかの河川において群れて泳いでいるアユを確認しましたが、いずれの河川においても、河川の岸の近くの流れの緩い場所に多く、成長が良いアユは、早瀬、平瀬において1尾～数尾単位で河床の石の周辺に定位するような行動を示していました。

解禁後は、23地点で調査を行い、アユは57%の13地点で、はみ跡は87%の20地点で確認され、解禁前と比較して大きいサイズのアユが確認されました。

6の考察ですが、まず、河川環境について説明します。津山市の降水量、また、旭川の下流域となる金川の平均河川水位のグラフを載せています。まず、降水量についてですが、過去5年平均値と比較すると、昨年は2月から7月頃までは平均より多く推移し、逆に8月以降は平均より少なくなっていました。アユの放流は、4月下旬頃から順次行われ、早いところで6月に釣りが解禁となります。また、7月の降水量が多かったことから、7月の1か月間の河川水位の状況を調べました。それが右のグラフになります。点線が過去5年間の平均となりますが、1か月を通して平均を上回っており、雨が続いた1か月であったことが分かります。

続いて(2)アユの生息密度について説明します。43ページを御覧ください。2つ表がありますが、上の表が網漁の解禁前、下の表が解禁後で分けて整理しています。先ほど紹介した44、45ページの調査結果のうち、アユが確認できた地点のみを抽出し、調査した河川面積から生息密度を計算しています。解禁前の生息密度は1㎡あたり0.009～0.196尾で、平均は0.091でした。次に、解禁後の生息密度ですが、0.008～0.165で平均が0.062尾となりました。現在の増殖指示量を算定する際の計算に用いている平均密度は、瀬で0.5/㎡という値を使用していますが、解禁前、解禁後のどちらも大きく下回る結果となりました。目視で観察した状況ですが、解禁前に観察したアユは、ほとんどが小規模な群れアユでした。解禁後は、ほとんどが瀬で確認され、その中でも流れが複雑に変化するような場所で確認されることが多く、アユが成長、生息するのに適した場所は、河川のうちの一部に限られると考えられました。

今年度の調査地点ですが、下流域がメインとなっていることから、水の濁りにより透視度が2mを下回る地点も多くありました。2mを下回ると、人間がアユを確認する前にアユが逃げてしまっていると推測され、今回計算した生息密度は過少に評価されている可能性が考えられました。

最後に調査を実施した管内の組合からアユ漁の状況について聞き取りを行いました。ここ数年の状況として、平成30年度の豪雨の翌年になる令和元年度は近年になく好調であったという組合が多かったのですが、調査を実施した令和2年度については、令和元年度ほどではないが、近年の状況から考えると比較的好調であったとの意見が多かったです。

ただ、漁期当初は、川に入って釣りをできる日がほとんどなかった、漁期当初はサイズが小さかったという声が聞かれ、先ほどの7月の降水量と平均河川水位から考えても、水位が高く川に入ることができなかった、また、雨が多いということは日照量が少ないので、アユの餌となるコケの成長が悪くなることから、アユの成長にも影響を与えた可能性が考えられます。

令和2年度の調査結果についての説明は以上です。今年度も調査を実施する予定としていますので、続いて今年度の計画についても簡単に説明させていただきます。

【弘奥主幹】

資料の46ページを御覧ください。令和3年度の河川調査計画ですが、1の目的につきましては先ほどの説明と重複いたしますので省略します。2に調査概要を示してありますが、引き続き、河川の環境区分調査と潜水目視による密度調査を継続していきたいと考えています。3の今年度の調査場所ですが、今年度は環境区分調査、密度調査、共に高梁川水系での実施を計画しています。密度調査を行う場所につきましては、組合への聞き取りを基に選定していきたいと考えています。説明は以上でございます。

【加藤会長】

ありがとうございました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

【山野井委員】

アユについての説明でしたが、アマゴやフナについても調査を行うのですか。

【樫東副参事】

アマゴについては29年度に調査を実施し、31年以降の指示量に反映しています。その他の魚種についてはアユ、アマゴのような調査は考えておりませんが、指示量の見直しの際には社会的環境の変化を考慮して見直しを行うことになると考えています。

【山野井委員】

アユは稚魚を放流して大きくなってから獲るのが前提であるが、アマゴは十分大きな魚を放流してそれを獲る場合とアユと同じく稚魚を放流して成長させて獲る場合がありますが、指示量にその点は勘案されていますか。

【樫東副参事】

アマゴは人為的な放流がない環境で調査が出来たのでそのデータを指示量に反映させることができましたが、アユにはそのような環境がないので複数年をかけて様々なデータを収集していきたいと考えています。

【山野井委員】

解禁前に集中的に放流する量も指示量に含まれるのか。

【樫東副参事】

はい。放流して直ぐに漁獲対象になる場合とならない場合があります。

【友保副会長】

アユの潜水調査は実施日の気象条件や時間帯により結果がかなり異なってくると思う。アユは1日中同じ場所に留まっておらず、時間帯によって釣果も異なる。また、潜水調査の手法によっても目視可能な数が大きく変わってくる。透視度を考えながら実施しないといけないと思う。

増殖指示量は社会的環境の変化と自然環境の変化を基に見直す方向であるが、そのどちらに重点を置いて見直すのか。

【濱崎総括副参事】

まだ3大河川の調査が全て終了していませんが、現在の増殖指示量の算出に用いている条件を現状と比較して総合的に考えていきたいと思っています。河川調査は環境条件が複雑でデータの扱いが難しいと考えますが、可能であるな

らば水温、濁り等による調査条件の違いも加味してデータを整理できればと考えています。

【友保副会長】

過去に調査された漁協の中に懐事情が非常に苦しい所がある。放流は一生懸命するが河川条件が悪いので歩留まりが悪いのである。そういうことも加味して調査をしないといけないと思う。体力的に厳しい漁協もあるが、その辺はどう考えているのか。

【濱崎総括副参事】

得られたデータから総合的に考えたいと思います。加えて、河川環境の違い、アユ資源の利用法の違い等も踏まえて検討していく必要があると考えています。友釣りを主とする組合もあれば組合員の網漁をメインとする組合もあります。

【友保副会長】

漁業調整規則で6月1日以降でなければ漁はできない。今年、解禁日を前倒しした組合もあるが、組合の条件も違うわけで、そういう点も検討の中に入れていただきたいと思います。

【加藤会長】

他に御意見、御質問はありますか。

【米澤委員】

調査地点を選定する基準に天然遡上や放流の有無とありますが、天然遡上の有無をどう判断するのでしょうか。これまでの調査でどのように実施してきたのか教えて欲しい。

【榎東副参事】

これまでも天然遡上や放流の有無は考慮しており、例えば昨年度の調査を実施した旭川南部漁協の管内ですと確実に下流なので天然遡上が可能です。逆に奥津川漁協や旭川中央漁協はダムの上流となりアユが遡上出来ない状況となっており、そういう視点で調査定点を選んでいきます。

【米澤委員】

高梁川では湛井堰で遡上が可能かどうかという話があり、上流域まで遡上していない可能性があると思っています。

【中田委員】

資料の43ページに解禁前と解禁後の生息密度のデータがありますが、調査エリアが異なっています。同じ調査エリアで前後のデータはありますか。

【榎東副参事】

資料の44、45ページに全てのデータがあり、基本的には同じ調査エリアで解禁前後に調査を実施しています。

【中田委員】

資料の平均密度はアユが見えた場所だけで算出したのですか。

【榎東副参事】

はい。

【中田委員】

分かりました。

【高野委員】

増殖指示量に用いるアユの生息密度が今までの計算式では0.5～1.5/m²であったが、今回の調査はコンディションが悪かった影響もあり、その数値を下回ったという話でしたが、以前から使っている0.5～1.5/m²という数字はどのような方法で調べたのですか。

【桧東副参事】

現在の数字は岡山県で調査した数字ではなく、昭和40年代頃に京都府で調査した結果を用いています。そういう経緯もあり、岡山県の河川での実態を把握するという目的を含めて調査を実施しています。

【高野委員】

分かりました。

【加藤会長】

今の質問に関連しますが、現在の数値は京都大学の先生のデータが基になっています。戦後に新しい漁業制度となり、内水面の漁業制度が出来て以来、増殖指示、委員会指示というのはずっと続いており、これまで幾度も見直しが行われています。絶対的な数字を出すのが難しいので他の条件等を加味しながら、皆さんと協議をしながら今日に至っています。今回の調査結果を基に皆さんと協議を進めたいと思っております。今年の高梁川の調査が終了した時点で、このテーマを単一として委員会を開くという予定もございますので、その席でまた、皆さんの御意見を頂ける機会があるのではと思っております。よろしく願いいたします。

【加藤会長】

他にございませんでしょうか。

一つお伺いしたいのですが、漁場の価値が高い場所を調査定点に選定するという説明がございました。そうした時にその定点とかその周辺エリアで、毎年専門的に漁をなさっている方がいらっしゃると思います。そういった方の御意見を頂くとそのシーズンにおけるアユの漁獲の状況が把握出来て、現在、行っている目視による調査を補完できると思うのですが。いかがですか。

【桧東副参事】

全体の漁獲量は委員会で毎年、実態調査を実施していますので、それである程度、把握出来ると思います。また、漁期終了後にも漁期模様を確認するようにしたいと思います。

【加藤会長】

私が申したのは定点として定めた狭いエリアには釣りや網漁をされている方がいらっしゃる。全体の漁模様ではなく、その狭い範囲でその人の個人の御意見を参考にすることで目視調査の状況がより明確になってくるという気がするんですね。是非、やっていただきたい。全部ではなく抽出でいいと思います。

【桄東副参事】

分かりました。

【三村委員】

参考になるか分かりませんが、旭川中央漁協では今年から30名の釣り愛好家に日誌記帳をお願いしています。竿釣専用区のエリアだけになる可能性もありますが、また報告させてもらいます。

【加藤会長】

事務局としても資料を頂けるのであれば貴重なものになると思いますので検討してみてください。

他にございませんか。では、以上で本日の議事を終了いたしますが、事務局から何かありますか。

【弘奥主幹】

次回の委員会の開催ですが、遊漁規則の改正の案件が1件ございます。組合から申請書が出てくれば8月に開催させていただきたいと思っております。

【加藤会長】

それではこれをもちまして第240回岡山県内水面漁場管理委員会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

終了時刻：14時31分